

## 答 申

### 第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定の不開示決定部分のうち、開発行為に係る森林の所在場所（地番を除く）、森林の土地面積、公害防止協定書等に記載のある法人名については、開示が妥当である。

### 第2 諮問の概要

#### 1 公文書の開示請求

令和2年7月22日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「国頭村の鉾山、うるま市宮城島の鉾山における森林法に基づく林地開発許可申請書と許可書」の公文書開示請求が行われた。

#### 2 公文書の特定

実施機関は、請求に係る対象公文書を、「昭和54年1月16日付け林地開発許可申請書」（以下「特定文書1」という。）、「昭和54年8月1日付け沖縄県指令農第756号（許可文書）」（以下「特定文書2」という。）、「平成30年10月29日付け林地開発許可申請書」（以下「特定文書3」という。）及び「平成31年3月27日付け沖縄県指令農第321号（許可文書）」（以下「特定文書4」という。）（以下これらを「本件公文書」という。）と特定した。

本件公文書のうち、特定文書1及び特定文書3には、事業計画書、開発予定地の図面、事業区域面積、所要経費、経費内訳、事業工程表、土地の不動産登記簿、残置林開発における協定書や公害防止協定書及び申請事業者の法人登記関連書類等が含まれている。

#### 3 実施機関の決定

実施機関は、本件公文書のうち、特定文書2及び特定文書4については公文書全部開示決定を行い、特定文書1及び特定文書3については条例第7条第2号及び第3号に定める不開示情報に該当する内容が記載されていることを理由として、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

本件処分に当たり、実施機関は、当該文書に記載のある第三者に対して、条例第16条第1項の規定により公文書の開示に係る意見照会を行った。

当該意見照会に対し、第三者からは、「開発計画や方法は、法人独自の施工工夫やノウハウが含まれており、埋蔵鉍量や所要経費については法人の生産計画、販売計画、戦略等の推測が可能な情報であり、開示することにより競争上の地位、その他の正当な利益が害されるおそれ」や、「組織情報が社外に流出し収益に影響がある」ため、開示されると支障があるとして、開示に反対する旨の回答があった。

#### 4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和2年10月26日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

#### 5 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和2年12月17日付けで沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張（要旨）

#### 1 審査請求の趣旨

部分開示決定のうち不開示部分を取り消し、公文書の全部開示を求める。

#### 2 審査請求の理由（要旨）

不開示とした根拠条項及び適用理由について説明がなく、また、適用条項に誤りがある。なお、条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当して不開示とした箇所については争わない。

### 第4 実施機関の弁明書（要旨）

特定文書1及び特定文書3に記載されている情報には、開発行為者が独自に調査、設計した資料や、残置森林等の管理、公害防止、漁場汚染防止に関する協定書、土地賃貸契約書、法人の登記情報及び資産情報が含まれており、これらの情報は条例第7条第3号に規定された「法人等に関する情報」に該当し、当該情報を開示した場合、法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから開示しないことにした。

### 第5 審査請求人の意見書（要旨）

林地開発制度は森林の持つ公益的機能から必要とされている制度であり、住民らが鉱山開発による災害発生、赤土流出、周辺環境への影響を検証するのは当然であり、今回行ったのは実際の開発行為が申請書の内容に合致しているか実態を調べるための公文書開示請求である。これらに関する情報を「法人の利益を害する」として不開示にすることは認められない。

また、部分開示決定の具体的な問題点として、個々の黒塗り箇所についてはそれぞれ異なった理由があるはずであり、個別に具体的な不開示理由を説明する必要がある。各鉱山の鉱区図は他の官公庁で公開されており不開示の理由にはならない。

さらに、他の地方公共団体との間で締結された公害防止協定書は、当該地方公共団体では印影を除いて開示されており、住民等に伏せることがあってはならない。

よって、不開示とされた情報は条例第7条第3号が定める「法人等に関する情報」には該当せず、全て開示すべきである。

## 第6 審査会の判断

### 1 本件公文書について

本件公文書は、森林法に基づき森林の開発行為を行う際に都道府県知事に提出した申請書及び申請に対する許可書である。

審査請求人は、特定文書1及び特定文書3について、条例第7条第2号（個人に関する情報）を根拠に不開示とした情報については争わないとしていることから、同条第3号（法人等に関する情報）を根拠に不開示とした情報について、当該規定の該当性及び理由提示の不備の有無について検討する。

### 2 不開示情報該当性の判断の時点について

個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。不開示情報該当性については、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものである。

### 3 条例第7条第3号該当性について

#### (1) 条例第7条第3号について

条例第7条第3号は、法人等に関する情報の不開示情報、又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものであり、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については不開示とする旨定めている。

「法人等に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等と何らかの関連性を有する情報を指すものである。

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定しているものである。

当該法人等の「権利」とは法的保護等に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とはノウハウ、信用、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものであると解される。

そのほか「害するおそれ」があるかどうかの判断にあたっては、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

#### (2) 条例第7条第3号該当性について

審査会において、本件公文書を見分したところ、不開示とした事業者の会社印及び代表者印は重要な書類に限定して使用される印鑑であると推認され、一般に公にすることを予定していない内部管理に属する情報であるとともに、公にした場合、偽造等による印影の不正使用に繋がり、法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示が妥当である。

また、事業計画書、開発予定地の図面、事業区域面積、事業工程表については事業者が独自に調査し特定した面積や数値の情報、経験等による独自の手法及びノウハウによる情報であり、所要経費や経費内訳は当該開発事業における所要の費用を、事業者の財務状況を踏まえ積算等した情報である。これらの情報が公になることで、開発鉱山の埋蔵鉱量や可採鉱量、事業における生産計画、販売戦略、営業上のノウハウ等を同業他社等に推測され、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示が妥当である。

一方、開発地の不動産登記簿や事業者の履歴事項全部証明書については、他の法令（不動産登記法等）に基づき取得が可能な書類であることから、他の制度との調整を定める条例第18条を根拠に、不開示とすべきものである。

しかし、開発行為に係る森林の所在場所の情報については開発地が目視により判明できるものであること、開発予定森林の土地面積については特定文書2及び特定文書4により開示している情報であること、公害防止協定書等の法人等である相手方の名称については一般に公になっている情報であることから、これらを不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。

審査請求人は鉱山の鉱区図は他の官公庁で公開されており不開示の理由にはならないと主張するが、本件公文書の採掘鉱区図は既に閉鎖されたものであり、本件処分時点において閉鎖された当該採掘鉱区図は、事業者の事業活動上の信用及び運営上の地位に関する情報であると言え、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示が妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 付言

条例第14条は、「実施機関は、第11条各項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定している。

これを前提に本件を見ると、本件処分においては、不開示理由は開示しないこととなった根拠規定を示すのみにとどまっており、当該規定を適用するに至った理由が全く示されておらず、理由付記に不備があると言える。また、不開示とした根拠条項の適用にも誤りがあった。

今後、実施機関においては、開示請求に係る一部及び全部不開示の決定を行う際には、条例第14条の趣旨に照らし不開示とした理由を具体的に付記するとともに、適用する条項を慎重に検討する等、適正な情報公開事務処理に努めるよう改善を要望する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理
渡名喜 庸安	琉球大学名誉教授	会長
仲村 剛	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和2年12月24日	諮問書受理
令和3年4月14日	審議（第323回）
令和3年5月6日	審査請求人が意見書を提出
令和3年5月12日	審議（第324回）
令和3年7月14日	審議（第325回）
令和3年8月11日	審議（第326回）